

四半期報告書

(第147期第1四半期)

株式会社 **ニコン**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【四半期会計期間】 第147期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役取締役社長 木村 眞 琴

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員
財務・経理本部長 橋爪 規 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員
財務・経理本部長 橋爪 規 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第147期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第146期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	175,147	205,211	785,498
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,324	12,740	△15,334
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△3,997	8,154	△12,615
純資産額 (百万円)	381,415	370,784	372,069
総資産額 (百万円)	775,996	759,496	740,632
1株当たり純資産額 (円)	961.57	934.45	937.75
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 (△) (円)	△10.09	20.57	△31.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	19.76	—
自己資本比率 (%)	49.1	48.8	50.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,584	26,724	103,497
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,472	840	△47,107
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,814	△3,010	△31,476
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	93,547	123,660	104,669
従業員数 (人)	24,719	25,341	26,125

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第146期第1四半期連結累計(会計)期間及び第146期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、関係会社の異動は、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

Nikon (Russia) LLC. については重要性が高くなったことから、当第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めております。

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
Nikon (Russia) LLC	Moscow Russian Federation	RUB 45,500,000	映像事業	100.0 (100.0)	当社製品の輸入販売

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有又は被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	25,341
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	5,387
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
精機事業	31,055	—
映像事業	108,092	—
インストルメンツ事業	6,918	—
その他	5,805	—
合計	151,872	—

(注) 金額は、製造者販売価格によって算出し、付属品仕入額を含み、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込生産を主としておりますので記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
精機事業	40,272	—
映像事業	148,779	—
インストルメンツ事業	10,920	—
その他	5,239	—
合計	205,211	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額には消費税等は含んでおりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間は、精機事業では、半導体関連市場・液晶関連市場ともに、市況の回復に伴い、メーカー各社の設備投資が活発になりました。また、インストルメンツ事業では、産業機器事業において市況の回復が見られました。映像事業では、デジタル一眼レフカメラ市場は各地域ともに前年同期比で順調に伸張し、前年割れが続いていたコンパクトデジタルカメラ市場も全体としてはプラスに転じました。

これらの結果、第1四半期連結会計期間における売上高は2,052億11百万円（前年同四半期比17.2%増）、営業利益は113億12百万円（前年同四半期は7億30百万円の営業利益）、経常利益は127億40百万円（前年同四半期は13億24百万円の経常損失）、四半期純利益は81億54百万円（前年同四半期は39億97百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

精機事業では、メーカー各社の積極的な設備投資を受け、事業環境は好転し、前年同期比では収益が改善しました。

映像事業では、一層進行した円高の影響を受けながらも、前年同期比において増収増益を達成しました。また、デジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラとも第1四半期としては過去最高の販売数量を記録しました。

インストルメンツ事業では、売上げは、バイオサイエンス事業は円高の影響もあり前年並みに推移し、産業機器事業は国内及びアジア市場の回復により前年同期を上回りました。この結果、前年同期比で増収となりましたが、前期に連結化した子会社ののれん代償却等により減益となりました。

(2) 当第1四半期連結会計期間末の財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は、7,594億96百万円となり、前連結会計年度末に比べて188億63百万円増加しました。これは、投資有価証券が減少した一方で、現金及び預金、並びにたな卸資産が増加したことが主な要因です。

当第1四半期連結会計期間末における負債の残高は、3,887億11百万円となり、前連結会計年度末に比べて201億49百万円増加しました。これは主に、支払手形及び買掛金の増加によるものです。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、3,707億84百万円となり、前連結会計年度末に比べて12億85百万円減少しました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したものの、その他有価証券評価差額金が減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,236億60百万円（前年同期比301億12百万円の増加）となりました。

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、267億24百万円の収入（前年同四半期は65億84百万円の収入）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益の計上（87億56百万円）、および仕入債務の増加（129億79百万円）によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、8億40百万円の収入（前年同四半期は84億72百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出（35億4百万円）、および収用補償金（23億17百万円）などの入金によるものです。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、30億10百万円の支出（前年同四半期は148億14百万円の収入）となりました。これは、主に配当金の支払（14億45百万円）によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は149億82百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,878,921	400,878,921	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株です。
計	400,878,921	400,878,921	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成15年6月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	48個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	48,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,048円（注）1
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,048円 資本組入額 524円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

3 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	136個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	136,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,225円（注）1
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議（平成17年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	145個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	145,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,273円（注）1
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,273円 資本組入額 637円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年2月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,902円（注）1
新株予約権の行使期間	平成21年2月28日～平成29年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,742円 資本組入額 1,871円
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 再編行為時の取扱い
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成19年 7月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年 6月30日）
新株予約権の数	261個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成19年 8月28日～平成49年 8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 3,260円 資本組入額 1,630円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成20年11月6日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	1,179個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	117,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年11月26日～平成50年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 735円 資本組入額 368円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議（平成21年7月16日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	681個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月11日～平成51年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,409円 資本組入額 705円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年3月15日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）
新株予約権の数	32,900個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,986,394株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,058円
新株予約権の行使期間	平成16年3月29日～平成23年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 2,058円 資本組入額 1,029円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	32,900百万円

(注)1 当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	400,878,921	—	65,475	—	80,711

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の移動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,458,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 396,092,400	3,960,924	—
単元未満株式	普通株式 328,021	—	—
発行済株式総数	400,878,921	—	—
総株主の議決権	—	3,960,924	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式36株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニコン	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	4,458,500	—	4,458,500	1.11
計	—	4,458,500	—	4,458,500	1.11

(注) 上記には、旧商法第210条ノ2の規定によるストックオプション(株式譲渡請求権)のため取得した自己株式34,000株が含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	2,170	2,101	1,767
最低(円)	2,006	1,636	1,525

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	123,677	107,680
受取手形及び売掛金	115,245	113,773
商品及び製品	102,630	102,911
仕掛品	86,311	78,654
原材料及び貯蔵品	24,864	25,429
その他	70,677	64,502
貸倒引当金	△8,019	△8,328
流動資産合計	515,387	484,624
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 45,466	※1 42,278
機械装置及び運搬具（純額）	※1 34,780	※1 34,774
土地	14,842	15,033
建設仮勘定	6,140	11,838
その他（純額）	※1 20,535	※1 21,119
有形固定資産合計	121,764	125,045
無形固定資産		
のれん	14,451	14,853
その他	26,919	27,950
無形固定資産合計	41,370	42,803
投資その他の資産		
投資有価証券	55,279	63,150
その他	26,301	25,809
貸倒引当金	△607	△800
投資その他の資産合計	80,973	88,159
固定資産合計	244,109	256,007
資産合計	759,496	740,632

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	137,524	125,687
短期借入金	26,420	25,441
1年内償還予定の社債	32,900	32,900
未払法人税等	3,293	3,503
製品保証引当金	6,086	6,448
その他	112,326	105,847
流動負債合計	318,551	299,827
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	14,700	16,460
退職給付引当金	16,452	17,207
役員退職慰労引当金	594	602
資産除去債務	2,298	—
その他	16,113	14,464
固定負債合計	70,159	68,735
負債合計	388,711	368,562
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,475	65,475
資本剰余金	80,711	80,711
利益剰余金	255,166	248,368
自己株式	△13,356	△13,353
株主資本合計	387,998	381,202
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,395	6,060
繰延ヘッジ損益	1,407	△30
為替換算調整勘定	△21,366	△15,489
評価・換算差額等合計	△17,564	△9,459
新株予約権	350	326
純資産合計	370,784	372,069
負債純資産合計	759,496	740,632

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	175,147	205,211
売上原価	116,306	131,150
売上総利益	58,840	74,060
販売費及び一般管理費	※1 58,110	※1 62,748
営業利益	730	11,312
営業外収益		
受取利息	56	96
受取配当金	444	577
生命保険配当金	437	465
為替差益	—	822
持分法による投資利益	197	334
その他	673	523
営業外収益合計	1,810	2,820
営業外費用		
支払利息	177	231
現金支払割戻金	981	927
為替差損	2,109	—
その他	595	233
営業外費用合計	3,864	1,392
経常利益又は経常損失(△)	△1,324	12,740
特別利益		
固定資産売却益	5	22
特別利益合計	5	22
特別損失		
固定資産除却損	125	238
固定資産売却損	3	8
投資有価証券評価損	36	2,686
事業再編損	※3 1,324	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,073
特別損失合計	1,489	4,006
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,808	8,756
法人税、住民税及び事業税	※2 1,189	※2 602
少数株主損益調整前四半期純利益	—	8,154
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3,997	8,154

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△2,808	8,756
減価償却費	8,069	7,925
貸倒引当金の増減額(△は減少)	314	△15
製品保証引当金の増減額(△は減少)	△488	△216
退職給付引当金の増減額(△は減少)	872	△648
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△22	△7
受取利息及び受取配当金	△501	△673
持分法による投資損益(△は益)	△197	△334
支払利息	177	231
固定資産売却損益(△は益)	△2	△13
固定資産除却損	125	238
投資有価証券評価損益(△は益)	36	2,686
売上債権の増減額(△は増加)	△3,737	△7,172
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,668	△10,838
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,641	12,979
その他	6,493	15,984
小計	7,359	28,881
利息及び配当金の受取額	1,261	607
利息の支払額	△219	△372
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△1,817	△2,391
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,584	26,724
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,037	△3,504
有形固定資産の売却による収入	49	165
投資有価証券の取得による支出	△1	△0
貸付金の増減額(△は増加)(純額)	49	153
収用補償金の受取額	—	2,317
その他	△1,531	1,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,472	840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△2,056	△424
長期借入金の返済による支出	△240	△300
社債の発行による収入	19,894	—
配当金の支払額	△1,948	△1,445
自己株式の取得による支出	△21	—
その他	△813	△839
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,814	△3,010
現金及び現金同等物に係る換算差額	815	△5,795
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	13,741	18,759
現金及び現金同等物の期首残高	79,806	104,669
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	231
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 93,547	※1 123,660

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間より、Nikon (Russia) LLC.については重要性が高くなったことから連結子会社に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

70社

2. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業利益、経常利益に与える影響は軽微ですが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失に1,073百万円を計上しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（四半期連結損益計算書関係）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第1四半期連結累計期間において区分掲記していた「自己株式の取得による支出」は、当第1四半期連結累計期間において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」は2百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

なお、「法人税等調整額」は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 249,606百万円	※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 248,060百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>14,645百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td>1,116百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>13,846百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p> <p>※3 事業再編損 精機カンパニーの事業拠点の再編と改革に伴い、その額を合理的に見積もれる範囲において事業再編損として特別損失を計上しております。 内訳としましては、固定資産の減損損失及び移設費用などが含まれております。</p>	広告宣伝費	14,645百万円	製品保証引当金繰入額	1,116百万円	研究開発費	13,846百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>15,051百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td>1,037百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>14,982百万円</td> </tr> </table> <p>※2 同左</p>	広告宣伝費	15,051百万円	製品保証引当金繰入額	1,037百万円	研究開発費	14,982百万円
広告宣伝費	14,645百万円												
製品保証引当金繰入額	1,116百万円												
研究開発費	13,846百万円												
広告宣伝費	15,051百万円												
製品保証引当金繰入額	1,037百万円												
研究開発費	14,982百万円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>93,573百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td>△26百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>93,547百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	93,573百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△26百万円	現金及び現金同等物	93,547百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>123,677百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td>△17百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>123,660百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	123,677百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△17百万円	現金及び現金同等物	123,660百万円
現金及び預金勘定	93,573百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△26百万円												
現金及び現金同等物	93,547百万円												
現金及び預金勘定	123,677百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△17百万円												
現金及び現金同等物	123,660百万円												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	400,878,921株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	4,459,666株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	350

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,585	4.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメン ツ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売 上高	27,308	135,429	8,160	4,249	175,147	—	175,147
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	193	65	200	6,676	7,136	(7,136)	—
計	27,501	135,494	8,361	10,926	182,283	(7,136)	175,147
営業利益又は営業損失(△)	△10,087	12,477	△1,609	101	882	(151)	730

(注) 1 事業区分の方法 -----当社グループの事業区分は、製品の種類及び販売市場の類似性等を考慮して行っております。

2 各事業区分の主要製品

精機事業-----半導体露光装置、液晶露光装置

映像事業-----デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ

インストルメンツ事業-----顕微鏡、測定機、半導体検査装置

その他の事業-----液晶フォトマスク基板、望遠鏡

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売 上高	31,893	63,294	47,745	32,213	175,147	—	175,147
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	110,117	559	6	31,894	142,578	(142,578)	—
計	142,011	63,854	47,751	64,108	317,725	(142,578)	175,147
営業利益又は営業損失(△)	△6,184	△668	2,174	4,756	79	650	730

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米-----米国、カナダ

(2) 欧州-----オランダ、ドイツ、イギリス、フランス

(3) アジア・オセアニア-----中国、韓国、台湾、タイ、オーストラリア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	60,584	46,977	36,477	3,209	147,248
II 連結売上高（百万円）					175,147
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	34.6	26.8	20.9	1.8	84.1

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米-----米国、カナダ

(2) 欧州-----オランダ、ドイツ、イギリス、フランス

(3) アジア・オセアニア----中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

(4) その他の地域-----中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営委員会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はカンパニー制を導入し、各事業部門において一貫責任体制の構築と分離経営の徹底に取り組んでおります。また、各カンパニーは事業部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「精機事業」、「映像事業」及び「インストルメンツ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「精機事業」は半導体露光装置及び液晶露光装置などの製品・サービスを提供、「映像事業」はデジタル一眼レフカメラやコンパクトデジタルカメラ、交換レンズなど、映像関連製品やその周辺領域の製品・サービスを提供、「インストルメンツ事業」は顕微鏡、測定機、半導体検査装置などの製品・サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	精機事業	映像事業	インストルメンツ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	40,272	148,779	10,920	199,972	5,239	205,211
セグメント間の内部売上高 又は振替高	168	148	305	623	6,318	6,942
計	40,441	148,927	11,226	200,595	11,558	212,153
セグメント利益又は損失(△)	△629	13,951	△2,589	10,732	739	11,471

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ガラス事業、望遠鏡事業、カスタムプロダクツ事業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利 益	金 額
報告セグメント計	10,732
「その他」の区分の利益	739
セグメント間取引消去	△158
四半期連結損益計算書の営業利益	11,312

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類等	契約額等	契約額等のうち1年超	時価(*1) (△は負債に計上する額)	評価損益 (△は損)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	20,481	—	△355	△355
	ユーロ	35,916	—	321	321
	その他	5,675	—	△208	△208
	買建				
	円	13	—	△0	△0
	米ドル	3,229	—	△35	△35
	ユーロ	1,908	—	△16	△16
	合計	—	—	△294	△294

(*1) 時価の算定方法

為替予約取引

為替相場については、先物為替相場を使用しております。

(*2) ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年 6月30日)

ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類等	契約額等	契約額等のうち1年超	時価(*1) (△は負債に計上する額)	評価損益 (△は損)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	19,323	—	450	450
	ユーロ	38,345	—	938	938
	その他	4,048	—	54	54
	買建				
	米ドル	2,364	—	80	80
	ユーロ	2,204	—	△20	△20
	その他	206	—	1	1
	合計	—	—	1,505	1,505

(*1) 時価の算定方法

為替予約取引

為替相場については、先物為替相場を使用しております。

(*2) ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	934円45銭	1株当たり純資産額	937円75銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△10円09銭	1株当たり四半期純利益	20円57銭
		潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	19円76銭

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△3,997	8,154
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	△3,997	8,154
普通株式の期中平均株式数 (千株)	396,399	396,419
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	16,322
(うち新株予約権 (千株))	—	335
(うち転換社債型新株予約権付社債 (千株))	—	15,986
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月3日

株式会社 ニ コ ン
取締役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニコンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に、ベルギーにおける公開買付けの成否についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 3 日

株式会社 ニ コ ン
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽 哉 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニコンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【会社名】	株式会社ニコン
【英訳名】	NIKON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役取締役社長 木 村 眞 琴
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 寺 東 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長木村眞琴及び最高財務責任者代表取締役寺東一郎は、当社の第147期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

